

別表

児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費

事業名	事業内容	対象施設	基準額
被虐待児童等処遇向上事業	身体障がい児、知的障がい児、被虐待児・非行等の児童、及び母子生活支援施設に措置され入所している同様の問題を抱えた母子に対する処遇向上を図る。 （ただし、被虐待児受入加算の対象となる児童・母親を除く。） ※なお、職員雇用人件費に本事業を利用する場合は、児童養護施設等体制強化事業実施要綱に基づく要件及び留意事項による雇用とすること。（里親・ファミリーホームは除く）	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 ・養育里親（ただし、養子縁組を前提とするものを除く。） ・ファミリーホーム ・児童自立生活援助事業所	1 児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設 10月1日現在において措置されている20歳未満の入所児（者）（母子生活支援施設については保護者を含む）のうち別に定める児童等を対象とする。 ○対象児童5人あたり 年額 752,000円 2 乳児院 10月1日現在において措置されている児童のうち別に定める児童を対象とする。 ○対象児童3人あたり 年額 752,000円 ※1・2ともに、4,512,000円を上限とする。 3 里親・ファミリーホーム・児童自立生活援助事業所 各月初日における20歳未満の本市委託児（者）のうち別に定める入所児（者）を対象とする。 ○対象児（者）1人あたり 3歳未満 月額 21,000円 3歳児以上 月額 12,500円
専門的援助強化事業	（1）国家資格等の有資格者によるケアの実施 心理的な援助が必要な措置されている20歳未満の入所児（者）に対し、心理療法、理学療法、作業療法、言語療法等のケアを実施することで、入所児（者）に対する支援の充実を図る。	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	国家資格（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等）を有する者及び臨床心理士等心理療法を行える職員によるケアの実施 ○1時間あたり 2,500円 当事業の支給上限 非常勤雇用の場合 ○年額 750,000円 通院等の場合 ○年額 330,000円
	（2）医療機関連携職員雇用配置 施設において医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するとともに、医療や保険分野等の知識を活用し医療機関等との連絡調整や医師（嘱託医）との連携及び医療的ケアが必要な児童等の受診の付添を実施する。 （乳児院等多機能化推進事業における医療機関等連携強化事業） ※本事業において児童への支援や緊急対応・健康管理や健康相談対応等を実施する場合は保健師・看護師・准看護師（以下、「看護職員」という。）を配置すること。	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	医療機関連絡調整員（常勤職員、常勤的非常勤職員、または非常勤職員（月65時間以上勤務））を雇用し配置する施設 1 施設あたり （1）看護職員以外配置の場合 （常勤職員、または常勤的非常勤職員） 1,929,000円 （2）看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合 （常勤職員、または常勤的非常勤職員） 4月1日時点における医療的ケアが必要な児童の数 ・5人以下 2,203,000円 ・6～9人 5,164,000円 ・10人以上 6,415,000円 （3）看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合 （非常勤職員） 2,203,000円 ただし、（1）～（3）のいずれかとする。
	（3）障害児等受入調整員雇用配置 施設において障がい等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るため、障害児等受入調整員を配置し、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施する。 （乳児院等多機能化推進事業における障害児等受入体制等強化事業）	・乳児院 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	障害児等受入調整員を雇用し配置する施設 1 施設あたり 障害児等受入調整員を配置した月の1日時点における障害等を有する児童の数 ・5人以下 2,202,000円 ・6～9人 5,325,000円 ・10人以上 6,080,000円